



フィリピン大統領選後の外国投資促進について

北陸銀行 国際部
シンガポール駐在員事務所
所長 上原 清志

1. フィリピン大統領選について

フィリピンで今年5月9日に大統領選挙(任期は1期6年、再選禁止)の投開票が実施され、事前予想通り故マルコス元大統領の長男であるフェルディナンド・マルコス氏の地すべりのような圧勝となりました。いわゆる「マルコス家」にまつわる負の遺産を抱えながらも、国民に人気が高い現ドゥテルテ政権の長女サラ・ドゥテルテを副大統領選候補に据え(こちらも勝利)、ソーシャルメディアをフル活用した若者票・浮遊票の取込み作戦が功を奏したと言われています。7月にマルコス新政権が発足しますが、今後の動向に注目が集まります。

2. 外資規制緩和が加速

マルコス新大統領に求められる喫緊の政策課題は、やはり新型コロナで落ち込んだ経済回復です。短期的にはドゥテルテ政権の経済政策を踏襲し、雇用対策・物価上昇抑制・インフラ整備等への財政出動などに取り組むと言われています。中長期的にはドゥテルテ大統領が政権末期に立て続けに署名した外資規制緩和法案が今後の景気回復のカギになると期待されています。

一連の法案成立により、今まで内資の牙城であった分野にも外資参入が可能となり、日系企業においても恩恵を受けるケースが今後増えると期待されています。今回は日系企業の投資判断にも影響を与える法案をご紹介します。

(1) 小売業自由化法改正(2022年1月発効)

【概要】

これまでは初期投資額や1店舗当たりの投資額規制など外資参入の大きな障壁となっていた項目で規制が大幅緩和となりました。

・最低資本金額：250万米ドル⇒改正後25百万ペソ(約48万米ドル)

・1店舗当たり必要投資額：83万米ドル⇒改正後1千万ペソ(約19万米ドル)

大幅に制限緩和となり、上記条件を満たせば外資企業が小売業に自由に参加できるようになります。それでも1店舗当たり必要投資金額は日本円換算で約25百万円であり、いわゆる地域密着型の零細小売業への投資ハードルは高そうです。

一方、中小小売業への40%出資が可能になったと言われております。今までは中小規模の小売業に外資参入が全く出来なかったことを踏まえると大きな進展です。例えば、現地での和食レストランビジネスも外資40%上限で資本参加が可能となり、飲食及び関連業界への一部出資検討などが増えると予想されています。

(2) 公共サービス法改正(2022年4月発効)

【概要】

広義の「公益事業」運営権はフィリピン人またはフィリピン人が60%以上を所有する内国法人に対してのみに限定され、公共サービスへの外資参入は非常にハードルが高い状態となっていたところ、本法により公益事業の範囲を限定的に定義し、外資規制の範囲を大幅に狭めました。

具体的には通信業・鉄道業・海運・冷凍倉庫などフィリピンにとって重要かつ大規模な投資が必要な事業について、外資100%参入が可能となりました。

【注意事項】

法律施行後6か月以内に施行細則が公表されるため、本法律の解釈や具体的な内容については、施行細則を確認する必要があります。

3. おわりに

一連の改正により、小売・物流・通信業などでフィリピン内国市場への外資参入が加速すると思われます。また、ドゥテルテ政権が推進してきた大規模インフラ政策「ビルド・ビルド・ビルド」により、日本政府(JICA)からのインフラ資金提供・貸付や技術指導などが金額ベースで3兆円以上となっており、インフラに関連する業界(建設業、資材関連、機材リース業など)も有望業種です。

いずれの外資規制緩和も日本企業にとってはビジネスチャンス拡大につながる内容ではありますが、施行細則の入念な確認や2022年7月以降のマルコス新政権の政策動向を十分見極める必要があります。勢いがある新興国ならではの話ですが、より慎重さを持ち合わせた投資決定が求められます。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp